(2)　特別過誤納金の支給をする場合において、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額があるときは、特別過誤納金の支給を受ける者に対し、これらの過誤納相当額を支給するとともに、特別過誤納金、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支払等をする場合には、一定の加算金を加算する。

(3)　特別過誤納金（特別徴収義務者に対して支給されるものを除く。）、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額及び重加算金過誤納相当額については所得税を課さないものとし、これらの過誤納相当額の額は法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しないものとする。

(4)　特別過誤納金、延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額、重加算金過誤納相当額又は加算金の支給を受ける権利は、二年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(三)　外国の租税に関する権限のある機関への情報提供

外国の租税に関する権限のある機関に対し、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設する。

九　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。）をも含めて規定されている場合の法人税の軽減額の計算に係る限度税率について、地方法人税の税率と住民税の法人税割の標準税率を勘案して算定することを明確化することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条関係）

一〇　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　特別非課税貯蓄申込書について、当該申込書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととした。（租税特別措置法第四条関係）

(二)　特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等のうち特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第二九条の三関係）

(三)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、第一種市街地再開発事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地等を取得したときを加えることとした。（租税特別措置法第三三条の三、第六五条及び第六八条の七二関係）

(四)　居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、昭和五六年五月三一日以前に建築されたこと、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすものいう。以下同じ。）及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成二八年四月一日から平成三一年一二月三一日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後三年を経過する日の属する年の一二月三一日までの間にしたものに限るものとし、その譲渡の対価の額が一億円を超えるもの等を除く。）をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、居住用財産の譲渡をした場合の三、〇〇〇万円特別控除を適用できることとした。（租税特別措置法第三五条関係）

ただし、当該譲渡の対価の額と、当該相続の時から当該譲渡をした日以後三年を経過する日の属する年の一二月三一日までの間に当該相続に係る相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が一億円を超える場合には、本特例は適用しないこととした。

(1)　当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時後に当該被相続人居住用家屋につき行われた増築等に係る部分を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限る。(1)において同じ。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡

イ　当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ　当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合するものであること。

(2)　当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の全部の取壊し等をした後における当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡

イ　当該相続の時から当該取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ　当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ハ　当該取壊し等の時から当該譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと。

(五)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

(六)　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行われたものとみなされた譲渡を加えることとした。（租税特別措置法第三七条の一二の二関係）

(七)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の適用対象となる株式の範囲から、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている事業を行う株式会社が発行する株式を除外することとした。（旧租税特別措置法第三七条の一三及び附則第七二条関係）

(八)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四及び附則第七三条関係）

(1)　非課税適用確認書の交付申請書について、平成三〇年以後の勘定設定期間に係るものについては、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付を不要とする。これに伴い、平成三〇年以後の勘定設定期間を、平成三〇年一月一日から平成三五年一二月三一日までとする。

(2)　非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知をする場合において、当該告知をする者が金融商品取引業者等の営業所の長に既に個人番号を告知しているときは、その者は、その者の個人番号の告知を要しない。

(3)　平成二九年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成二九年一〇月一日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成三〇年一月一日から平成三五年一二月三一日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなす。ただし、当該居住者等から当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成二九年九月三〇日までに、非課